ほっと　保健室

てんかんシリーズ⑦

＝社会生活編＝

Q、てんかんがありますが、運転免許はとれるのですか？

A、これまで、一定の病気にかかっている方等に対して免許が取得できない（受験資格もない）としていた欠格事由が廃止され、**２００２年６月より、免許を受けようとする方が自動車等の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断することとなりました**

★岡山県では、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）と示されています。

取得条件

意識消失を伴う最終の発作から2年以上発作が起きていなければ、（内服していても問題ありません）免許取得の資格があります。

方法

★どの場合においても、医師の診断書（規定の用紙があります）が必要になりますので、取得したいと思われている場合は、主治医にご相談の上、 具体的事につきましては、

都道府県警察（岡山 運転免許課試験第２係 ０８６７－２４－２２００）

〒709-2192　岡山県御津郡御津町中山４４４－３

（月曜～金曜 ８時３０分～１６時 ）　にお問い合わせ下さい。

なお、各都道府県警察においては、運転適性相談窓口を開設し、一定の病気にかかっている場合を含め、免許の取得等が可能かどうかについての相談を随時受け付けています。免許を取得しようとお考えの方は、免許申請や自動車教習所への入所等を行う前に運転適性相談窓口に相談していただくことをお勧めします。